

こども誰でも通園制度 令和8年4月からスタートします!

「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」は、全てのこどもの育ちを応援し、保護者の就労の有無や理由を問わず時間単位で柔軟に保育所などを利用できる新たな通園制度です。

集団での体験を通してお子さんの成長を後押しするほか、保護者と保育士や地域との関わりから子育ての楽しさや悩みを共有するきっかけづくりを支援します。ぜひ利用してみてください。

Q どんな制度なの?

普段保育所などに通っていないお子さんが対象で、月10時間まで保育所などを利用することができます

理由を問わず誰でも使ってOK♪
働いていなくても使えます!

Q こどもにとってのメリットは?

家庭とは異なる経験や年齢の近いこどもとの関わりを通じて、こどもの興味関心が広がり、社会性が育まれます

Q 保護者にとってのメリットは?

保育士などの専門家から助言を受けたり、他の保護者とのつながりが生まれることで、子育てへの不安感の軽減に繋がります



Q 「一時預かり」との違いは?

一時預かり事業

家庭での保育が一時的に困難となった場合などに一時的にお子さんを預かる制度です
→ 「保護者の立場からの必要性」に対応することを目的としています

こども誰でも通園制度

保護者のためにお子さんを預かるのではなく、「こどもの育ちを応援すること」を目的としています

★制度概要★

対象のこども	以下の条件すべてに該当するお子さん ・0歳6か月～満3歳未満である ・利用日時点で、認可保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)・企業主導型保育事業所に通っていない
利用可能施設	町の認可を受けた町内の保育所や小規模保育事業所で実施予定
利用料金	1時間あたり300円程度 ※ 食事の提供や制作活動の実施などにより、給食費や実費の徴収があります
申込方法	専用WEBシステムから利用認定申請や利用予約等を行います ★利用までの流れ★
利用について	最大月10時間まで利用可能です。 ※翌月への時間の繰り越しはできません。

※詳しくは森町ホームページをご覧ください

https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/gyosei/kosodate_kyoiku/kodomodaredemo/6643.html

